

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
の制定について（議案第116号）

資産税課

1 制定の理由

地域再生計画に沿って、地方拠点の強化又は拡充を行う事業者を優遇するため、地方税法の規定に基づき、固定資産税に係る不均一課税の実施に関し必要な事項を定める。

2 主な内容

- (1) 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る固定資産税の税率は、前橋市市税条例第61条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た税率とする。

年度の区分	率
開始年度	0
第2年度（開始年度の翌年度）	4分の1
第3年度（第2年度の翌年度）	4分の2

- (2) 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る固定資産税の税率は、前橋市市税条例第61条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た税率とする。

年度の区分	率
開始年度	0
第2年度（開始年度の翌年度）	3分の1
第3年度（第2年度の翌年度）	3分の2

3 施行期日
公布の日